

2024年5月30日

〔第1.1版で点検〕

## 「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書

### 概 要

#### 1. 法人名等

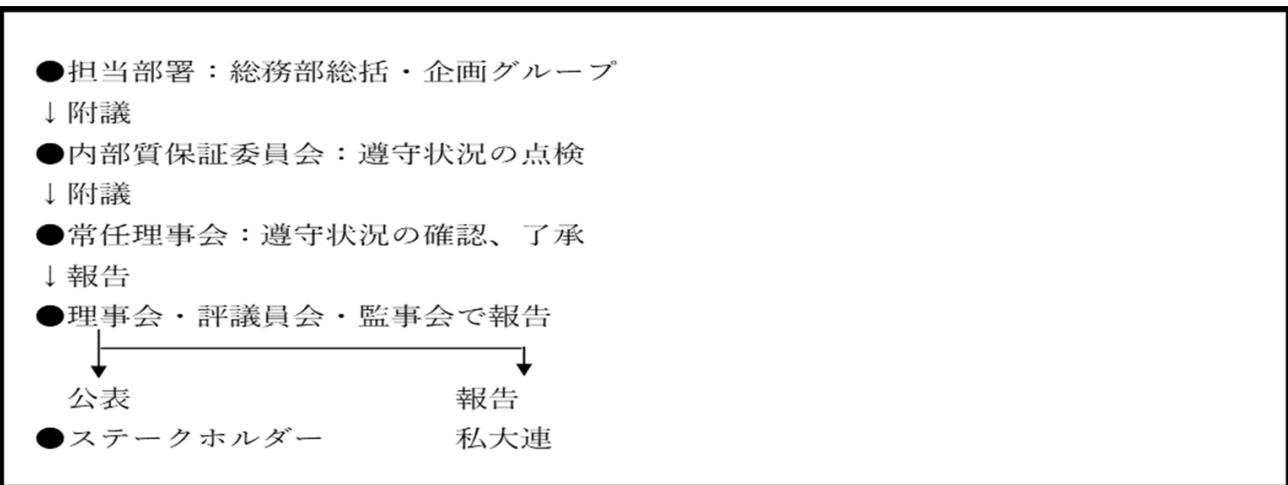
法人名	学校法人トヨタ学園
法人代表者	増田 義彦
担当部署	総務部総括・企画グループ
お問い合わせ先	052-809-1717

#### 2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
1. 自律性の確保	「遵守※」	1-1	「遵守※」
2. 公共性の確保	「遵守」	2-1	「遵守」
		2-2	「遵守」
3. 信頼性・透明性の確保	「遵守※」	3-1	「遵守」
		3-2	「遵守※」
		3-3	「遵守」
4. 繼続性の確保	「遵守※」	4-1	「遵守※」
		4-2	「遵守」

「遵守※」：下位の項目に達成できていないものがあるが、当該の原則を遵守していると判断した場合

#### 3. 遵守状況の確認フロー図



## 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

### 1. 各「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の説明

#### 基本原則「1. 自律性の確保」

遵守状況	「遵守※」
基本原則の遵守方法に 係る説明	実施項目1－1のうち、1項目が未達成ではあるが、遵守原則1－1の「遵守原則の遵守方法に係る説明」に示すとおり、遵守原則1－1「教育研究目的の明確化、理解の獲得」は遵守できている。また、基本原則「1. 自律性の確保」についても、寄附行為や建学の理念に沿って策定した長期ビジョン、中期プランをもとに、独立した学校法人運営を継続して実行していることから、当法人は自律性を確保できていると判断し、「遵守※」とした。

#### 遵守原則1－1 教育研究目的の明確化、理解の獲得

遵守状況	「遵守※」
エクスプレインの種類	一部もしくは全ての重点事項が達成できていないが、遵守原則の目的は達成できている
遵守原則の遵守方法に 係る説明	建学の理念「研究と創造に心を致し、常に時流に先んずべし」をもとに定めた本学の目的を学内外に明示するとともに、これらをもとに策定した中期プランIII(2019-2023)に基づき、事業活動を推進している。また、学長をはじめとする学内関係者が出席する確認会議を毎年開催し、進捗状況を点検・評価するなど、ガバナンス機能の向上に努めている。  なお、実施項目1－1 「④中長期計画において、理事長をはじめ政策を策定、管理する人材の育成、登用の方針を盛り込む。」については、取り組むべき課題と認識しており、今後検討を行うが、教育研究目的を本学ウェブサイトをはじめとする各種広報媒体で広く社会に示すとともに、アンケート等によりステークホルダーから意見を収集するなど、理解活動に努めており、遵守原則1－1を「遵守※」と判断した。

## 基本原則「2. 公共性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に 係る説明	

### 遵守原則 2－1 有益な人材の育成

遵守状況	「遵守」
エクスプレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に 係る説明	建学の理念に基づき、中期プラン、事業計画、3つのポリシーを策定するとともに、2020年度に新キャンパスを竣工、2022年度に学部新カリキュラムを施行するなど、有益な人材育成に向けた教育研究環境の整備に努めている。また、自己点検評価やIR活動を通じたPDCAサイクルにより、教育研究活動の高度化に取り組んでおり、遵守原則 2－1 を「遵守」できている。

### 遵守原則 2－2 社会への貢献

遵守状況	「遵守」
エクスプレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に 係る説明	社会貢献・社会連携に関する方針に基づき、教育面では「学外実習への本学学生の企業派遣」や「社会人の学生受け入れ」、研究面では文部科学省「マテリアル先端リサーチインフラ事業」による研究設備の利用促進などの産学連携活動を推進している。また、天白区との連携協定締結や地域活動への学生参加などの地域連携、県内他大学との連携、TTIC（豊田工業大学シカゴ校）をはじめとする大学・研究機関との国際連携等を通じ、社会貢献活動に取り組んでおり、遵守原則 2－2 を「遵守」できている。

### 基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

遵守状況	「遵守※」
基本原則の遵守方法に係る説明	当法人は、トヨタ自動車の社会貢献事業の一環として設立されており、工学研究を通じた価値創造と社会への還元を常に念頭に置いて教育研究活動を行っている。また、その活動状況や成果は様々な手段により情報発信をしており、社会に対する説明責任を果たしている。これらの取り組みにより、基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」を実施できていると判断し、「遵守※」とした。

#### 遵守原則 3－1 法令の遵守、社会貢献

遵守状況	「遵守」
エクスプレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	監事監査規則に基づき監事監査計画を定めている。監査を実施し、理事会で報告している。また、2018年に監事支援室を設置し、監事支援体制を整備している。監事会を年3回実施するとともに、会計監査人および内部監査室と三様監査意見交換会を開催し、監事機能の実質化を図っている。監査結果は、理事会において監事が報告を行っている。その他、監事に対する研修機会を提供して監事機能の向上に努めるなど、社会からの理解と信頼を確保する活動に取り組んでおり、遵守原則 3－1 を「遵守」できている。

#### 遵守原則 3－2 理事会による執行、監督機能の実質化、不正防止制度整備

遵守状況	「遵守※」
エクスプレインの種類	一部もしくは全ての重点事項が達成できていないが、遵守原則の目的は達成できている
遵守原則の遵守方法に係る説明	法令寺の遵守に係る基本方針・行動基準を定めた就業規則寺の諸規程を学内公開し、学内周知を図るとともに、トヨタ学園公益通報等に関する規則を定め、内部通報の対応体制を整備している。また、内部監査規則に基づき内部監査室を設置して、本学への信頼を損なう可能性がある法令違反・不正行為等の学内リスクをとりまとめ、監事会および理事会で報告している。その他、監事・

会計監査人・内部監査室による三様監査を行うなど、理事会によるガバナンスを担保する内部統制体制の整備・拡充に取り組んでいる。

なお、実施項目3－2「②役職者の選解任過程の開示、役職者の報酬の決定方法の開示、一定額以上の報酬を得ている役職者の報酬の開示等によって、透明化を図る。」については、評議員の報酬に関する情報は現在開示していないが、私学法改正に合わせて規程化し、公表する予定である。また、学長の選解任過程の透明化についても、今後検討すべき課題と認識している。

全学的な取組は継続して実行しており、理事の監督機能や不正防止に関する制度整備は十分に行っていると判断し、遵守原則3－2を「遵守※」とした。

### 遵守原則3－3 積極的な情報公開

遵守状況	「遵守」
エクスプレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>情報公開・開示に関する規則および広報規則に基づき、正確性・透明性の確保、迅速かつ網羅的な収集および公表に留意しつつ、教育研究活動および財務に関する情報を本学ウェブサイト等で公開している。また、公開内容は幅広いステークホルダーの理解が得られるよう、ホームページの配置や常識的で平易な表現などの工夫に努めている。</p> <p>事業報告書にて、本学活動の進捗状況と自己点検結果を公表するとともに、認証評価結果等の外部評価に関する情報を公開している。公表した情報は、学生を派遣する企業や連携大学、地域住民等から定期的に意見を伺い、本学の政策に反映する取組・体制を整備しており、遵守原則3－3を「遵守」できている。</p>

## 基本原則「4. 継続性の確保」

遵守状況	「遵守※」
基本原則の遵守方法に係る説明	当法人は、建学の理念に基づき、教育研究活動の維持・継続および発展に努めるため、現時点においては強固な財政基盤・経営基盤をもとに自律的な大学運営を推進しており、基本原則「4. 継続性の確保」を実施できていると判断し、「遵守※」とした。

### 遵守原則 4－1 大学運営に係る諸制度の実質化、自律的な大学運営

遵守状況	「遵守※」
エクスプレインの種類	一部もしくは全ての重点事項が達成できていないが、遵守原則の目的は達成できている
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>寄附行為等の定めに基づき、大学運営に係る政策の策定責任者は理事長、管理責任者は学長および専務理事が務めている。</p> <p>関係法令に基づき、理事会、監事および評議員会等の役割について寄附行為に適切に規定するとともに、それに基づく適切な運営を行っており、有効な相互牽制が働いている。理事会・評議員会の組織運営にあたっては、外部人材の積極的な登用、学校法人の規模を踏まえた適正な評議員定数を遵守している。</p> <p>また、大学運営に関する方針に基づき、教学運営組織と法人組織との役割・権限・責任を教授会規則等で明確化するなど、ガバナンス機能の実質化に努めている。</p> <p>なお、実施項目 4－1 「⑯ダイバーシティ推進のため、法人に関する全ての人の人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる環境を構築する体制を整備する。」については、担当部署の取組は実施しているものの、大学全体としての体制整備や取組方針の設定は、更なる推進が必要と認識している。</p> <p>全体として、大学運営に関する諸制度は整備・機能しており、自律的な大学運営を行っていると判断し、遵守原則 4－1 を「遵守※」とした。</p>

### 遵守原則 4－2 財政基盤の安定化、経営基盤の強化

遵守状況	「遵守」
エクスプレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	寄付金については、本学の目指す将来像をビジョンとして明確化するとともに、大口寄付者への理解活動を積極的に行う。また、2020年度に新キャンパスが完成するなど、教育研究環境の充実・安定化に努め、今後は本学OBを中心とした個人寄付の拡大を図る予定である。

研究に関する外部資金についても、本学教員の活発な研究活動により高い水準を維持している。

また、新型コロナウイルス感染症や大規模地震災害等などの危機対応として、本部組織による指揮管理、BCP計画の策定、想定訓練の定期実施などにより危機管理体制を整備している。

このように財政基盤の安定化と経営基盤の更なる強化に日々努めしており、遵守原則4-2を「遵守」できている。